

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【会社名】	エムスリー株式会社
【英訳名】	M3, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号
【電話番号】	03(6229)8900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番44号
【電話番号】	03(6229)8900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年12月2日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社メディサイエンスプランング（以下、「メディサイエンスプランング」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年8月31日現在)

商号	株式会社メディサイエンスプランング
本店の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 浦江 明憲
資本金の額	3億6,152万円
純資産の額	(連結)2,056百万円 (単体)2,037百万円
総資産の額	(連結)4,983百万円 (単体)4,689百万円
事業の内容	CRO(「2. 本株式交換の目的」の(注1)参照)事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期
売上高(百万円)	7,125	7,845	8,240
営業利益(百万円)	655	784	732
経常利益(百万円)	659	719	749
当期純利益(百万円)	368	345	444

(単体)

決算期	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期
売上高(百万円)	6,723	7,478	7,462
営業利益(百万円)	659	759	515
経常利益(百万円)	648	762	525
当期純利益(百万円)	369	400	307

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年8月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
エムスリー株式会社	25.0%
株式会社ランダムスクウェア	9.8%
浦江 明憲	9.3%
株式会社サンケア	7.8%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ エージェント ビーエヌワイエム エイエス イーエイ ダッチ ペンション オムニバス 140016 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5.5%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、メディサイエンスプランニングの発行済株式総数(2,597,600株)の25.00%に相当する649,400株を有しております。
人的関係	当社の代表取締役である谷村格氏が、メディサイエンスプランニングの取締役を兼任しております。
取引関係	メディサイエンスプランニングは、当社の連結子会社との間で、モニター派遣業務を委託及び受託しており、当社の持分法適用関連会社に対して翻訳業務を委託しております。

2. 本株式交換の目的

当社は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、約25万人の医師会員を有する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営し、会員医師が主体的・継続的に高頻度で医学関連情報を受け取れる「MR君」等の製薬会社向けマーケティング支援サービスや、「m3.com」を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する「治験君」、最適な治験プランニングをサポートする「プロトコル君」等の治験支援サービスを提供しています。

一方、メディサイエンスプランニングは、製薬会社等との契約により臨床試験の管理・運営に関する様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関(CRO(注1))であり、臨床第 相試験から製造販売後臨床試験及び国際共同治験に関するモニタリング業務、データマネジメント・統計解析業務、品質管理・品質保証業務、ファーマコヴィジランス業務等を行っており、製薬会社等へコントラクトMR(注2)を派遣するCSO事業(注3)も展開しています。

当社は、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化や、CSO事業の高付加価値化を推進するため、治験支援分野において様々なサービスを提供するCRO事業に加えてCSO事業も展開しているメディサイエンスプランニングとの間で、両社の強みを活かした事業展開を共同で行うため、平成24年5月に、資本・業務提携契約を締結し、メディサイエンスプランニングの株式649,400株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%)を取得いたしました。その後、同年10月には当社の子会社である株式会社M I Cメディカルを含めた3社間での協業体制を構築する等、両社グループのリソース及びノウハウを活かし、特に、インターネットを活用した治験の効率化・コントラクトMRの高付加価値化、CRA(注4)等の人的リソースの有効活用、営業情報の共有や共同提案等においてシナジー創出に努めてまいりました。

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む等、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CROの選別が始まっていくものと考えられます。またCSO事業においてもコントラクトMRによる営業・マーケティング活動の更なる効率化や生産性の向上が求められる状況にあります。

これまで、当社の連結子会社である株式会社M I CメディカルからメディサイエンスプランニングへのCRAの派遣や、メディサイエンスプランニングから当社の連結子会社であるメビックス株式会社へのCRAの派遣等、両社は一定の協力関係にはあったものの、近年の急速な市場環境の変化に対応し、さらなる事業の発展を実現するためには、両社で長期ビジョン・戦略の共有化を行い、製薬会社等の顧客ニーズにあわせたサービスの開発・提供を進める等、両社が持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を可能とする強固な体制を構築することが不可欠であり、当社によるメディサイエンスプランニングの完全子会社化が最適と判断しました。

本株式交換を経て経営を一体化することにより、当社ではCRO事業におけるCRA等の人的リソースや国際共同治験のノウハウの獲得、またCSO事業におけるコントラクトMRによる製薬会社へのマーケティング支援の提供が可能となり、メディサイエンスプランニングではCRO事業及びCSO事業におけるインターネットを組み合わせたサービス提供による差別化が可能となり、両社の企業価値向上に大きく寄与することになります。具体的には以下のような事業シナジーの追求が可能になります。

両社のCRA等の人的リソースの共有化による稼働率の向上等の生産性の向上、豊富な人的リソースを背景とした大型案件等の受注力の強化及びグループ内連携による優秀な人材の確保・人材育成制度の充実

m3.comを通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する治験支援サービス「治験君」とCRO事業のオペレーションノウハウを組み合わせることによる治験プロセスの効率化、希少疾患等への対応強化による生産性の向上

m3.com等のインターネットを活用するスキルを身に付けた高付加価値コントラクトMRの派遣サービスや、製薬会社へのインターネットからリアルでのディテリングまでのワンストップでのマーケティング支援サービスの提供等による生産性の向上

(注1) CRO

CRO (Contract Research Organization) は、医薬品開発業務受託を行う組織であります。製薬会社等が行う臨床試験の運営に係る各種業務の一部又はほとんど全てを受託しております。

(注2) コントラクトMR

CSO事業に所属するMR (Medical Representative : 医薬情報担当者) をいいます。

(注3) CSO事業

CSO (Contract Sales Organization) 事業は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う事業であります。一般的にこれらは製薬会社のMRが行う業務であります。CSOは独自にMRを採用し、製薬会社等からの依頼に応じてMRの特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

(注4) CRA

CRA (Clinical Research Associate) は、治験モニタリング担当者のことであります。治験が薬事法及びGCP・標準業務手順書(SOP)・実施計画書を遵守し、適正に行われているかどうか監視、確認することが主な業務であります。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、メディサイエンスプランニングを株式交換完全子会社とする株式交換となります。当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。メディサイエンスプランニングは、本株式交換について平成26年1月23日に開催予定のメディサイエンスプランニングの臨時株主総会において決議による承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がメディサイエンスプランニングの発行済株式（ただし、当社が有するメディサイエンスプランニング株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるメディサイエンスプランニングの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、メディサイエンスプランニングの普通株式に代わり、その有するメディサイエンスプランニングの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を割り当てます（以下、かかる方法で株式交換比率を算定する方式を「変動性株式交換比率方式」といいます。）。

株式交換比率 = 3,500円（ ） / 当社の普通株式の平均価格

4. 記載の手法により算定した、メディサイエンスプランニングの普通株式1株当たりの評価額

上記算式において「当社の普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所市場第一部における平成26年1月27日（同日を含みます。）から同年1月31日（同日を含みます。）までの5取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます。）の当社の普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値（ただし、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入します。）です。

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数点以下第5位まで算出し、その小数点第5位を四捨五入いたします。

(注2) 株式交換により交付する株式数等

当社は、基準時におけるメディサイエンスプランニングの株主（ただし、当社を除く。）の有するメディサイエンスプランニングの普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。なお、メディサイエンスプランニングは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってメディサイエンスプランニングが取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなるメディサイエンスプランニングの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。なお、メディサイエンスプランニングの単元株式数である100株を保有する株主様に対しては、当社の普通株式の平均価格が351,758円を超えた場合、当社の普通株式は交付されず、かかる売却代金のみの交付となります。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メディサイエンスプランニングは、平成26年1月23日に開催予定のメディサイエンスプランニングの臨時株主総会の決議により、本株式交換について承認を受けられた場合、本株式交換の効力発生日の前日までのメディサイエンスプランニングの取締役会が別途定める日に、メディサイエンスプランニングの発行する新株予約権の全てを無償で取得し、消却する予定です。

なお、メディサイエンスプランニングは新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) その他の株式交換契約の内容

当社がメディサイエンスプランングとの間で平成25年12月2日に締結した株式交換契約の内容は次の通りです。

株式交換契約書

エムスリー株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディサイエンスプランング（以下「乙」という。）は、平成25年12月2日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：エムスリー株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目11番44号

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社メディサイエンスプランング

住所：東京都中央区東日本橋一丁目1番7号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に、以下の算式により算出される株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

株式交換比率 = 3,500円 / 甲の普通株式の平均価格

上記算式において「甲の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所市場第一部における平成26年1月27日（同日を含む。）から同年1月31日（同日を含む。）までの5取引日における各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値（但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。）とする。また、株式交換比率は、小数点以下第5位まで算出し、その小数点第5位を四捨五入する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、本株式交換比率と同数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金の額 : 0円

(2) 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条第2項の規定に従い、甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額 : 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年2月18日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、()本株式交換比率の確定の結果、本契約について会社法第796条第3項に定める要件を充足しないこととなった場合、又は()会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成26年1月23日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 甲は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、乙の書面による承諾のない限り、株式の分割又は株式の併合を行ってはならない。

第8条（乙の自己株式の消却及び新株予約権の取扱い）

1. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。
2. 乙は、第6条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を受けた場合、効力発生日の前日までに、乙の発行済みの新株予約権の全てを無償取得し、消却する。

第9条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更、本契約の解除及び本株式交換の中止）

1. 本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。
2. 甲が第7条第2項に違反した場合、乙は、甲に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、()第6条に定める甲若しくは乙の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が受けられないとき（但し、甲については第6条第1項但書に該当する場合に限る。）、又は()法令等に定められた本株式交換を実行するために効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られず、若しくは必要な手続が完了しなかったときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年12月2日

甲 東京都港区赤坂一丁目11番44号
エムスリー株式会社
代表取締役 谷村 格

乙 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
株式会社メディサイエンスプランング
代表取締役会長兼社長 浦江 明憲

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社とメディサイエンスプランングは、平成24年5月の資本業務提携関係の構築以降、両社の事業における連携を進めると同時に、両社の協業体制及び資本政策の在り方等に関する議論を行っておりましたが、その一環として、平成25年10月頃、当社よりメディサイエンスプランングに対して本株式交換を提案し、両社間で議論を開始しました。

当社は、本株式交換に関する議論の開始にあたり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

他方、メディサイエンスプランングは、当社から提案を受け、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関として朝日ビジネスソリューション株式会社（以下「朝日ビジネスソリューション」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、当社からの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

当社とメディサイエンスプランングは、本株式交換の目的、株式交換比率の算定方式、株式交換比率等について、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

通常の株式交換では、公表時に株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしますが、本株式交換では、対価が上場株式である当社の株式であり市場株価が変動することから、効力発生日においてメディサイエンスプランングの株主に対して割当交付される当社株式に係る価値（時価）は、確定いたしません。一方、変動性株式交換比率方式を採用した場合は、株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしません。一方、公表時にメディサイエンスプランングの株式の価値を確定し、同社株式1株につき対価として交付される当社株式の数を効力発生日直前の一定期間における当社株式の平均価格をもとに決定することとなるため、効力発生日においてメディサイエンスプランングの株主に対して割当交付される当社株式に係る価値（時価）は、予め本株式交換契約締結時に確定することが可能となります。

当社及びメディサイエンスプランングは、メディサイエンスプランングの株主に対し最大限配慮することが重要であるという認識の下、この特徴を検証した上で、メディサイエンスプランングの株主にとっての有益性を総合的に勘案し、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、通常の株式交換であれば、メディサイエンスプランングの株主にとって、本株式交換により割当交付される当社の株式の価格変動リスクを負担することとなるところ、変動性株式交換

比率方式であれば、当該価格変動リスクを回避することができるメリットがあることを重視し、最終的に、変動性株式交換比率方式が最適な方式と判断いたしました。

その後、当社及びメディサイエンスプランニングは、それぞれの第三者算定機関より受領した株式交換比率算定の基礎となるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定結果を参考としつつ、メディサイエンスプランニングの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社で真摯に協議を行いました。

その結果、当社は本日開催された取締役会において、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値を3,500円とすることが妥当であり当社の株主の利益に資するものであると判断し、決議いたしました。

他方、メディサイエンスプランニングは、第三者算定機関である朝日ビジネスソリューションから平成25年11月29日付で受領した株価算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的な観点からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結果、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値を3,500円とすることは、下記(2)「算定に関する事項」に記載のとおり、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るものであり、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、朝日ビジネスソリューションから平成25年11月29日付で受領した株価算定書に照らして合理的な水準であることから、メディサイエンスプランニングの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された取締役会において決議いたしました。

また、対価として交付する当社の株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生日直前の株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における各取引日の売買高加重平均価格の平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及びメディサイエンスプランニングとの関係

野村證券及び朝日ビジネスソリューションはいずれも、当社及びメディサイエンスプランニングから独立した算定機関であり、当社及びメディサイエンスプランニングの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、当社及びメディサイエンスプランニングは、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定の基礎となるメディサイエンスプランニングの1株当たり価値の算定を依頼することとし、当社は野村證券を、メディサイエンスプランニングは朝日ビジネスソリューションを第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、メディサイエンスプランニングの株式が東証JASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、同社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。))を採用して算定を行いました。各採用手法によるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	1株当たり価値の算定結果
市場株価平均法	2,738～3,010円
類似会社比較法	2,580～3,219円
DCF法	2,956～4,253円

市場株価平均法では、基準日を平成25年11月28日として、東証JASDAQ市場におけるメディサイエンスプランニングの普通株式の基準日終値(2,822円)、直近1週間の終値の単純平均値(2,774円(小数点以下四捨五入))、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(2,738円(小数点以下四捨五入))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(2,796円(小数点以下四捨五入))及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(3,010円(小数点以下四捨五入))を基に、メディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を2,738円から3,010円までと算定しております。

類似会社比較法では、メディサイエンスプランニングと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じてメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を2,580円から3,219円までと算定しております。

DCF法では、メディサイエンスプランニングの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したメディサイエンスプランニングの収益予想に基づき、メディサイエンスプランニングが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてメディサイエンスプランニングの企業価値やメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を2,956円から4,253円までと算定しています。

野村證券は、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たり価値の算定に際して、メディサイエンスプランニング及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、メディサイエンスプランニングとその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。))について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、メディサイエンスプランニングの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。))については、メディサイエンスプランニング及び当社の各経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、野村證券が上記DCF法の算定の基礎としたメディサイエンスプランニングの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。

朝日ビジネスソリューションは、メディサイエンスプランニングの株式が東証JASDAQに上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、同社には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。各採用手法によるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	1株当たり価値の算定結果
市場株価平均法	2,738～3,010円

類似会社比較法	2,890～3,250円
D C F 法	3,270～3,970円

市場株価平均法では、基準日を平成25年11月28日として、東証JASDAQ市場におけるメディサイエンスプランニングの普通株式の直近1ヵ月間の終値の単純平均値(2,738円(小数点以下四捨五入))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(2,796円(小数点以下四捨五入))及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(3,010円(小数点以下四捨五入))を基に、メディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を2,738円から3,010円までと算定しております。

類似会社比較法では、メディサイエンスプランニングと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じてメディサイエンスプランニングの普通株式を分析し、1株当たりの価値を2,890円から3,250円までと算定しております。

D C F 法では、メディサイエンスプランニングの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したメディサイエンスプランニングの収益予想に基づき、メディサイエンスプランニングが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてメディサイエンスプランニングの企業価値やメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を3,270円から3,970円までと算定しています。

朝日ビジネスソリューションは、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たり価値の算定に際して、メディサイエンスプランニングから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、メディサイエンスプランニングとその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、メディサイエンスプランニングの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、同社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、朝日ビジネスソリューションが上記D C F 法の算定の基礎としたメディサイエンスプランニングの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エムスリー株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号
代表者の氏名	代表取締役社長 谷村 格
資本金の額	13億8,508万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	インターネットを利用した医療関連サービスの提供

以上